

松江市上下水道局発注工事における社会保険等未加入対策について

現在、松江市上下水道局では、適切に社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の法定福利費を負担する業者を契約の相手方とすることで、建設業の持続的な発展に必要な人材確保を図るとともに、公平で健全な競争環境を構築するため、社会保険等未加入業者を排除する方針です。

平成 29 年度以降の入札公告又は指名通知する上下水道局発注工事においては、社会保険未加入建設業者の一次下請対策を下記のとおり実施いたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【対策内容】

- ・ 元請業者が社会保険等未加入業者と一次下請契約することを原則禁止し、建設工事請負契約約款において規定します。
- ・ 未加入業者であっても、工事の施工が困難となる場合等の特別の事情がある場合、下請け契約することができます。ただし、一定期間内に加入手続きを行う必要があります。
- ・ 違反した元請業者には制裁金等の措置をします。
 - ①元請業者への制裁金の請求
受注者が当該社会保険等未加入業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額を請求します。
 - ②元請業者への指名停止措置
「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づき指名停止の措置を行います。
 - ③工事成績評点の減点
指名停止措置による工事成績評点の減点を行います。
- ・ 未加入業者との契約が判明した場合の手続きについては別紙をご参照ください。

【加入確認方法】

- ・ 提出していただく下請負人通知書や施工体制台帳等により下請業者の社会保険等加入状況を確認します。
- ・ 社会保険等加入状況の確認に当っては、必要に応じて保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めてください。

松江市上下水道局上下水道部 総務課契約管財係 電話：0852-55-4904
--